

注 (1) 飄入 漂流して入港する。
(2) 催遣 人を派遣して催促する。

2-113-05

国王尚瀨の、進貢のため都通事林興基等に付した符文

(嘉慶十七(一八一二)、八、十)

琉球国中山王尚(瀨)、進貢せんが事の為にす。

照得したるに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依し二年一貢す。欽遵して案に在り。

茲に嘉慶十七年の進貢の期に当たり、特に耳目官向謹・正議大夫毛廷器・都通事林興基等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船の礼字第二百二号は煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船の礼字第二百三号は煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して

便ならざるを恐る。此れが為に理として合に王府、礼字第二百一
号の半印勘合の符文一道を給発し、都通事林興基等に付し、收執
して前去せしむべし。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗
実に遇えば、即便に放行し、留難して遅候するを得る母からしめ
よ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員 向 謹 人伴一十二名

副使正議大夫一員 毛廷器 人伴一十二名

朝京都通事 林興基 人伴七名

在船都通事二員 ⁽¹⁾王士惇 人伴八名

在船使者四員 ⁽²⁾東三錫 ⁽³⁾向啓祥 人伴一十六名

存留通事一員 梁文献 人伴六名

在船通事一員 梁允文 人伴四名

管船火長・直庫四名 ⁽⁴⁾馬超群 ⁽⁵⁾善得福 ⁽⁶⁾保開基

水梢共に一百二十名

右、符文は都通事林興基等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十七年(一八一二)八月初十日

注(1) 王士惇 瀨名波親雲上。嘉慶十七年の在船通事。『宝案』では嘉

慶十一年の結状に中議大夫(卷一〇二)、二十一年に進貢の都通

事(卷二二〇)、道光二年に正議大夫(卷一三三)として名がみ

える。

- (2) 向啓祥 嘉慶十七年の在船使者。
- (3) 向廷材 ？(嘉慶十八年(一八一三))。嘉慶十七年の在船使者。『世譜』に嘉慶十八年、東三錫とともに春運送馬艦船に乗って大島から戻る時、八重山に漂到し、そこで病故したとある。
- (4) 馬超群 嘉慶十七年の在船使者。『宝案』では他に嘉慶二十一年の司養瞻大使(卷一一八)、『世譜』では嘉慶二十年の才府(在船使者)として名がみえる。
- (5) 梁文献 国吉里之子親雲上。嘉慶十七年進貢の存留通事。『宝案』では他に嘉慶二十三年の進貢の在船都通事(卷一二四)として名がみえる。
- (6) 梁允文 嘉慶十七年の在船通事。外間通事親雲上(『家譜(二)』金邦俊の譜、九二頁)。『宝案』では他に乾隆四十六年の管船火長(総官)として名がみえる(卷六七)。
- (7) 金明勲 金成勲、のちに明勲と改名。乾隆三十八(道光二十年(一七七三)一八四〇)。久米系金氏(豊里家)十三世。国吉里之子親雲上。嘉慶十七年に管船火長を務める。道光十七年、冊封使の来島に備えて「碑文石塔司」となり十九年に退職。道光十八年中議大夫に陞る(『家譜(二)』一四八頁)。
- (8) 蔡嘉義 嘉慶十七年の管船火長。

2-113-06

国王尚灝の、進貢のため存留通事梁文献等に付した執照(头号船)(嘉慶十七(一八一三)、八、十)

琉球国中山王尚(灝)、進貢せんが事の為にす。

照得したるに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依し二年一貢す。欽遵して案に在り。

茲に嘉慶十七年の貢期に当たり、特に耳目官向謹・正議大夫毛廷器・都通事林興基等を遣わし、表沓を齎捧し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船の礼字第二百二号は煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船の礼字第二百三号は煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、礼字第二百二号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事梁文献等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に出れば、即便に放行し、留難して遅候するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。